

「地域脱炭素化促進事業」制度に係る 環境配慮基準について

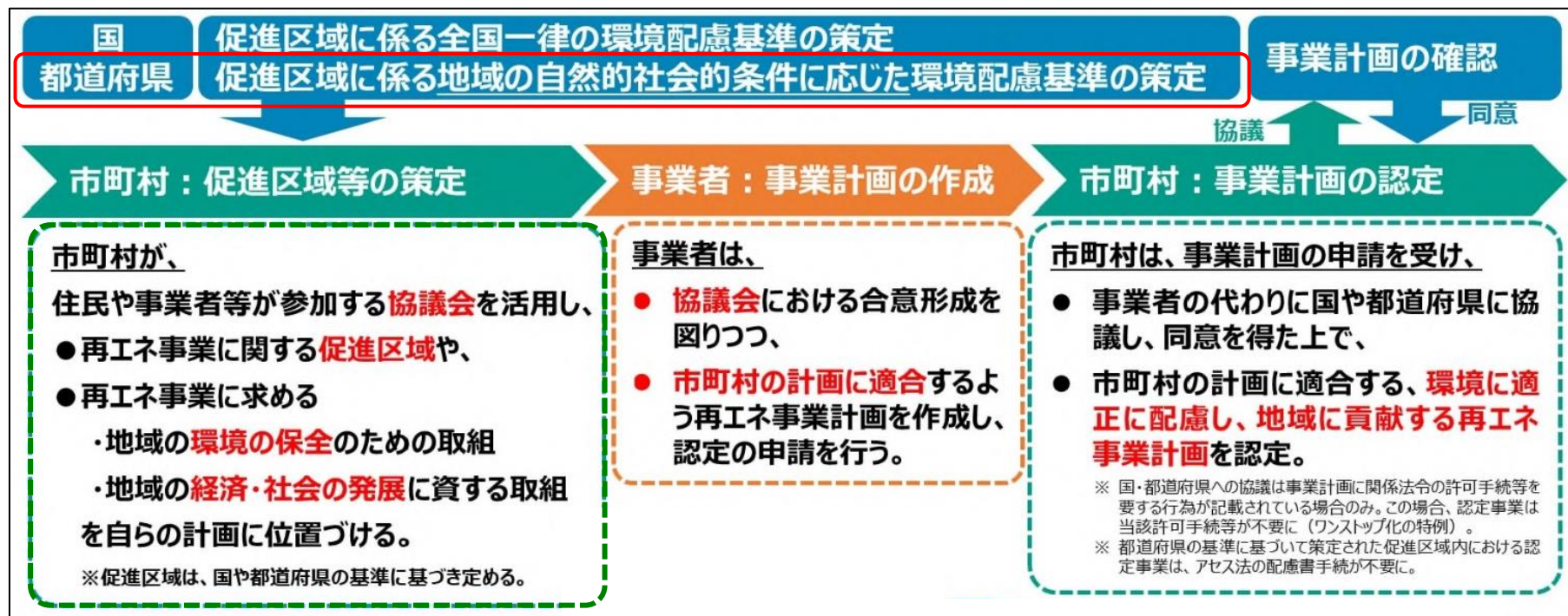
(再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準)

- 1 背景と制度趣旨
- 2 環境配慮基準・促進区域の設定
- 3 促進区域の設定に係る基準（国）
- 4 促進区域の設定に係る基準（都道府県）
- 5 県の環境配慮基準の策定に当たっての考え方
- 6 御議論いただきたい点
- 7 今後の検討スケジュールについて

**千葉県環境生活部
温暖化対策推進課**

1 背景と制度趣旨

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域資源である再生可能エネルギーの活用が重要であるが、一部の再エネ事業では環境への適正な配慮がなされず、また、地域との合意形成が十分に図られていないこと等に起因した地域トラブルが発生
- 2022年4月に施行された改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度**を創設
- 市町村が、国や**都道府県が定める環境配慮の基準**に基づき、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み



2 環境配慮基準・促進区域の設定

都道府県

○国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準を設定

市町村

○国・都道府県の基準に基づき、促進区域等を設定

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ		
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・ 地域の環境の保全のための取組等		・協議会等の協議

出典：地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(地域脱炭素化促進事業編)【環境省】

事業者の利点

- 促進区域で認定された事業は、円滑な合意形成を図りやすい
- 農地法や自然公園法などの許可等手続のワンストップ化（許可等が不要になるものではない）
- 環境影響評価法に基づく手続きの一部が不要になる

3 促進区域の設定に係る基準（国）

促進区域の設定に係る国基準

○国の基準では、全国一律で促進区域から除外すべき区域などについて規定

※都道府県の促進区域の設定に係る環境配慮基準は、地域の実情に応じて、**国の基準に上乘せ・横出し**

促進区域から除外すべき区域：×		国の基準		考慮すべき区域：△	
促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※			
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法	
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法	
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		砂防指定地	砂防法	
			地すべり防止区域	地すべり等防止法	
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	
生息地等保護区の管理地区	種の保存法	事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法	
			国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法	
			騒音その他生活環境への支障	—	



※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域／促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版)【環境省】

4 促進区域の設定に係る基準（都道府県）

促進区域の設定に係る都道府県基準

○都道府県の促進区域の設定に係る環境配慮基準は、施設の種類ごとの環境配慮事項を検討し定める

太陽光発電 		風力発電 	
環境配慮事項の区分	環境配慮事項	環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響		重要な地形及び地質への影響
	重要な地形及び地質への影響		土地の安定性への影響
	土地の安定性への影響		風車の影による影響
	反射光による影響		植物の重要な種及び重要な群落への影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種及び重要な群落への影響		地域を特徴づける生態系への影響
	地域を特徴づける生態系への影響		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響		主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	その他	その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版)【環境省】

促進区域に含めない区域（イメージ） ×

○太陽光発電施設を対象とした、促進区域に含めない区域のイメージは以下のとおり

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	・A県水源地保護条例で定める水源地、水源保護地域	・A県水源地保護条例
土地の安定性への影響	・砂防指定地 ・急傾斜地崩壊危険地区 ・地すべり防止区域 ・△△保安林 ・□□保安林	・砂防法 ・急傾斜地法 ・地すべり等防止法 ・森林法 ・森林法
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・種の保存法 ・A県希少種保護条例
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・ラムサール条約湿地 ・国指定鳥獣保護区 ・A県指定鳥獣保護区の特別保護地区 ・生息地等保護区 ・A県の希少種保護条例に定める区域	・ラムサール条約 ・鳥獣保護管理法 ・鳥獣保護管理法 ・種の保存法 ・A県希少種保護条例
地域を特徴づける生態系への影響	・世界自然遺産の資産及びその緩衝地帯 ・A県自然環境保全地域	・世界遺産条約 ・自然環境保全法、A県条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・国立/国定公園区域 ・A県立自然公園の特別地域 ・風致地区	・自然公園法 ・自然公園法、A県条例 ・都市計画法
その他A県が必要と判断するもの	・土砂災害特別警戒区域	・土砂災害防止法

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版)【環境省】

考慮すべき環境配慮事項等（イメージ）① △

○太陽光発電施設を対象とした、考慮すべき環境配慮事項等※のイメージは以下のとおり

※一律に促進区域に含めないこととするとまではいえないものの、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないよう措置する観点から考慮が必要な区域・事項

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、 環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔をXメートル以上確保すること、又はパワーコンディショナに囲いを設ける等の防音対策を講じること。★
水の濁りによる影響	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設の状況 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS A県県民生活課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> 沈砂地や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
重要な地形及び 地質への影響	<ul style="list-style-type: none"> 「A県重要地形レッドリスト」に掲載されている情報 	<ul style="list-style-type: none"> A県自然保護課WEBサイト 	<ul style="list-style-type: none"> (促進区域に当該区域を含む場合) 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
反射光による 生活環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 保全対象施設（学校、病院等）の種類 住宅の分布状況★ 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS 関係部局が示す情報 	<ul style="list-style-type: none"> 事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
植物の重要な種 及び重要な群落への 影響	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度の高い地域 特定植物群落 巨樹・巨木林 環境省レッドリスト A県レッドリスト 	<ul style="list-style-type: none"> EADAS EADAS EADAS 地方環境事務所に聴取 A県自然保護課に聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、当該地域の改変を避けた事業計画にすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。 当該地の改変を避けた事業計画にすること。 指定対象の改変を避けた事業計画にすること。 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版)【環境省】

考慮すべき環境配慮事項等（イメージ）②

促進区域の設定に 当たって考慮すべき 環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及び その収集方法		適正な配慮のための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づけ る、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
動物の重要な種 及び注目すべき 生息地への影響	・ A県指定鳥獣保護区 (特別保護地区以外 の区域)	・ EADAS ・ A県ハンターマップ	(促進区域に当該区域を含む場合) ・ 当該区域の改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	・ 環境省レッドリスト ・ A県レッドリスト	・ 地方環境事務所に聴取 ・ A県自然保護課に聴取	・ 事業の実施に先立ち必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
地域を特徴づける 生態系への影響	・ 自然再生の対象となる 区域	・ EADAS ・ 地方環境事務所WEB ページ ・ 自然再生協議会に聴取	・ 事業の実施に当たって、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について自然再生協議会に意見聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・ 重要里地里山 ・ 重要湿地	・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について地方環境事務所に聴取し、促進区域と合わせて示す。
主要な眺望点及び 景観資源並びに 主要な眺望景観への 影響	・ 国立/国定公園、A県立 自然公園の利用施設に 位置づけられている眺望 点 ・ 長距離自然歩道	・ EADAS ・ 地方環境事務所に聴取 ・ A県自然保護課に聴取	・ 事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、必要な措置※を講じること。 ※ 市町村は、促進区域を設定しようとしている場所に関して、特に配慮が必要となる自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について地方環境事務所やA県自然保護課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	・ A県立自然公園区域 の普通地域 ・ 風致保安林	・ EADAS ・ A県自然保護課WEB ページ ・ A県森林GIS	(促進区域に当該区域を含む場合) ・ 事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩とすること。 ・ 事業終了後は撤去し、リユース・リサイクルを含め適正に処理すること。
主要な人と自然との 触れ合いの活動の場 への影響	・ 長距離自然歩道 ・ 保健保安林	・ A県自然保護課WEB ページ ・ A県森林GIS	(促進区域に当該歩道や区域を含む場合) ・ 当該歩道や区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
その他A県が 必要と判断するもの	・ 土砂災害警戒区域	・ EADAS ・ A県防災情報ポータル	(促進区域に当該区域を含む場合) ・ 当該区域の指定理由を踏まえ、土砂災害に備えた適切な事業計画にすること。

出典：地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第3版)【環境省】

特例事項と適用除外（イメージ）

- 「**特例事項**」とは、都道府県基準で定める**一部**の考慮を要しないこととするもの
- 「**適用除外**」とは、都道府県基準で定める**全て**の考慮を要しないこととするもの

特例事項等は、再エネ施設の規模や設置形態などに応じて、**環境負荷が比較的小さい場合**に設定することが可能であり、以下のような施設であれば、**県で定める×・△区域であっても、設置することが可能**

例：

- ・住宅の屋根に設置されるもの
- ・工場の屋根に設置されるもの
- ・屋根置きかつ10kW未満のもの 等

5 県の環境配慮基準の策定に当たっての考え方

環境配慮基準を設定する再エネ種別 太陽光発電施設及び風力発電施設（洋上風力発電を除く）

太陽光発電施設

国基準：地球温暖化対策推進法施行規則において定められている基準
 県基準：再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）
 【×：促進区域に含めない区域 △：考慮すべき区域・事項 ー：特段の定めなし】

区域	国基準	県基準	理由
砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域	△	×	災害発生防止の観点から、促進区域に含めない区域とする
土砂災害特別警戒区域	ー 〔国ハンドブック×〕	×	災害発生防止の観点から、促進区域に含めない区域とする ※国の「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック」では促進区域に含めない区域として例示
土砂災害警戒区域、河川区域、河川保全区域、河川予定地	ー	×	災害発生防止の観点から、促進区域に含めない区域とする
生息地等保護区（監視地区）、国立・国定公園（第2・3種の特別地域）、保安林	△	×	希少生物や自然保護等の観点から、促進区域に含めない区域とする
ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区（特別保護地区）、県自然環境保全地域等、県立自然公園の特別地域、風致地区	ー 〔国ハンドブック×〕	×	希少生物や自然保護、景観等の観点から、促進区域に含めない区域とする
特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、近郊緑地保全地区	ー	×	良好な自然環境や災害の防止の観点から、促進区域に含めない区域とする
優良農地	ー	△	優良農地については、ソーラーシェアリングの普及の妨げにならないよう、除外すべき区域には設定しないものの、考慮すべき区域・事項とし、農業との調和を図る

風力発電設備

国基準：地球温暖化対策推進法施行規則において定められている基準
 県基準：再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）
 ×：促進区域に含めない区域 △：考慮すべき区域・事項 ー：特段の定めなし

区域	国基準	県基準	理由
砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域	△	×	災害発生防止の観点から、促進区域に含めない区域とする
土砂災害特別警戒区域	ー 〔国ハンドブック×〕	×	災害発生防止の観点から、促進区域に含めない区域とする
土砂災害警戒区域、河川区域、河川保全区域、河川予定地	ー	×	災害発生防止の観点から、促進区域に含めない区域とする
生息地等保護区（監視地区）、国立公園・国定公園（第2・3種の特別地域）	△	×	希少生物や自然保護等の観点から、促進区域に含めない区域とする
保安林	△ 〔国ハンドブック×・△〕	△	保安林については、一律に促進区域に含めない区域とすると、風況の良い防風保安林等も除外されてしまうため、考慮すべき区域・事項とし、森林の公益的機能との調和を図る。
ラムサール条約湿地、国指定鳥獣保護区、県指定鳥獣保護区（特別保護地区）、県自然環境保全地域等、県立自然公園の特別地域、風致地区	ー ※	×	希少生物や自然保護、景観の観点から、促進区域に含めない区域とする ※国のハンドブックでは促進区域に含めない区域として例示
特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区、近郊緑地保全地区	ー	×	良好な自然環境や災害の防止の観点から、促進区域に含めない区域とする
優良農地	ー	×	風力発電の場合は、除外すべき区域とする

6 御議論いただきたい点

太陽光発電施設及び風力発電施設の環境配慮基準について、資料2「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の方向性について」のとおり考えているところ、促進区域に含めない区域や考慮すべき区域・事項等について御議論いただきたい。

例：

- ✓ ○○地域は促進区域に含めない区域に加えるべき
- ✓ ○○地域は考慮すべき区域・事項に加えるべき
- ✓ 考慮すべき区域・事項としている○○地域は、災害リスクを考慮し、促進区域に含めない区域にするべき
- ✓ 発電施設ごとの特性に応じ、促進区域に含めない区域等について、より考慮して環境配慮基準を策定すべき

7 今後の検討スケジュールについて

➤ 令和5年11月9日

第1回 千葉県環境審議会企画政策部会（趣旨説明・方向性）・・・諮問

➤ 12月27日（予定）

第2回 千葉県環境審議会企画政策部会（素案）

➤ 令和6年1月

パブリックコメント

➤ 3月

第3回 千葉県環境審議会企画政策部会（案）・・・答申

再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準の決定